

平成30年度 三朝町保育料基準額表

三朝町における階層の定義		徴収金基準額 (月額)					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		保育を必要としない子ども (幼稚園等)	保育を必要とする 3歳以上の子ども (こども園、保育園)		保育を必要とする 3歳未満の子ども (こども園、保育園)		
階層		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
2	町民税非課税世帯 (町民税均等割のみ課税世帯含む)	2,500	3,000	2,500	5,000	4,000	
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0	
3	48,600円未満	6,500	9,000	7,000	12,000	9,500	
	(ひとり親世帯等)	2,750	4,000	3,000	5,500	4,250	
4	48,600円以上 72,800円未満	10,100	16,000	13,000	19,000	15,000	
	(ひとり親世帯等)	3,000	6,000	6,000	9,000	7,500	
5	72,800円以上 77,101円未満	10,100	16,000	13,000	20,000	16,000	
	(ひとり親世帯等)	3,000	6,000	6,000	9,000	8,000	
6	1階層を除き、当該年度分(4月から8月分)にあつては、前年度分の町民税課税世帯であつて、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 97,000円未満	10,100	16,000	13,000	20,000	16,000
7		97,000円以上 133,000円未満	15,500	22,000	17,500	27,000	21,500
8		133,000円以上 169,000円未満	15,500	22,000	17,500	28,000	22,500
9		169,000円以上 301,000円未満	17,000	24,000	19,000	30,000	24,000
10		301,000円以上	18,500	26,000	21,000	32,000	25,500

※第2子以降の児童の保育料は無料です。この場合において、第2子以降の児童とは、支給認定保護者と生計を一にする（成年に達している場合や、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合も含む。）子の数が2以上の場合において、それぞれ出生の順位が第2位以降の子をいいます。

※国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組に伴い、三朝町保育料基準額表の1号認定の第4階層、第5階層（ひとり親世帯等を除く。）及び第6階層該当の世帯に該当する保育料の軽減措置を拡充（平成29年度基準額より減額）しました。内容は下記のとおりです。

・1号認定（教育認定子ども）

第4・5・6階層 教育標準時間認定 11,500円→10,100円

※ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯です。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているもの
が在る世帯
- (2) 次の手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金受給者が属する世帯
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮している者として町長が認める者が属する世帯